

4 陳情第 25 号

4 陳情 第 25 号	新宿区一般会計から国民健康保険特別会計への法定外繰入金を解消するロードマップを中止し、誰もが安心して支払いが出来る国民健康保険料にすることを求める陳情
付託委員会	福祉健康委員会
受理及び付託 年 月 日	令和4年6月3日受理、令和4年6月10日付託
陳情者	新宿区北新宿 _____ _____ 会長 _____

(要 旨)

新宿区一般会計から国民健康保険特別会計への法定外繰入金を解消するロードマップを中止し、誰もが安心して支払いが出来る国民健康保険料にすることを求めます。

(理 由)

平成29（2017）年11月14日の特別区長会総会において、平成30（2018）年度からの国保制度改革に伴う特別区の対応方針が出されました。その中で、①都内保険料水準の統一、②医療費の適正化、③収納率の向上、④法定外繰入の解消又は縮減の特別区基準保険料率算定における基本的な考え方が打ち出され、平成30（2018）年度から令和5（2023）年度までの6年間の激変緩和措置を設け、法定外繰入金を解消するロードマップが確認されました。令和4（2022）年度の激変緩和割合は97.3%であり、令和5（2023）年度は99%、そして令和6（2024）年度には100%と、全額解消する計画です。

今でも払いたくても払えない国民健康保険料ですが、すでに限界です。長引くコロナ禍の影響で廃業、倒産した業者が増え、収入や売上が減少するなど、区民のくらしや生業が大変なところに異常な物価高騰が追い打ちをかけている状況で、このロードマップをこのまま続けて良いのでしょうか。国や東京都からの補助の増額を求めると同時に、最も身近な行政である新宿区を含めた特別区でロードマップを見直し、中止すべきではないでしょうか。

国民健康保険制度は国民皆保険制度を支える根幹であり、社会保障です。誰もが安心して医療を受けるための国民健康保険制度が、高すぎる保険料で払いたくても払えず、医療受診抑制になるようなことがあってはなりません。少なくとも新宿区一般会計から国民健康保険特別会計への法定外繰入金を増額し、誰もが安心して払える国民健康保険料にすることを求めます。